



鳥 益 **Port of Mutsuogawara**  
**新小川原港**

**むつ小川原港**

Port of Mutsuogawara

●沿革

むつ小川原地域における港湾としての発展の動きは小川原湖を中心として起こった。小川原港周辺地域は、藩政時代南部藩に属していた。南部藩の始祖といわれる南部三郎光行は、享歩20年(1735年)広大な糠部五郎の領内を33通りにわけ、北部(現在の上北郡、下北郡)には七戸通り、野辺地通り、田名部通りの3通りを設置し、湖周辺地域は七戸通り及び野辺地通りに属することになった。藩政時代における南部藩の産業政策の重点は、馬を主体とした畜産業及び農業開発などにおかれたが、豊富な資源を有する海産業、林産業、鉱業などにも力が注がれていた。明治に入って小川原湖が大きく取り上げられたのは、旧会津藩士広沢安任翁の小川原湖を開削して一大軍港と貿易港を築くという構想に基づいて、政府が検討を開始してからのことである。すなわち、明治政府の富国強兵策上、北辺に海軍基地を設置する必要があること、また地形的に当時の横浜港以北には、三陸沿岸に天然の良港が多かったものの、海運と陸運が結びつく港はあまり見られず、小川原湖地域が比較的国道に近いなどの好条件を備えていたことから、政府が実地検討や測量などの調査に乗り出したとみられる。しかしながら、明治24年の東北本線開通により輸送方法の中心が海運から陸運へ移行し、情勢が一変したため、小川原湖の開発計画は実現に至らなかった。さらに、その後の輸送事情の変革、青森・八戸・野辺地港の整備など政治的・経済的情勢が小川原湖開港に有利な展開とはならず、ますます開港の必要性が希薄となり、後退を余儀なくされていた。

そして、小川原湖の開発計画は、いわば立ち消えの形となっていたが、日支事変後に軍事的見地から再び注目されることになった。明治13年に現在の三沢市に海軍航空隊が開設されたことにより、小川原湖一帯を含めて軍港中心の一大軍需地帯建設の構想が持ち上がったといわれている。この計画は純粋に軍事的観点から企画されたため、これまでの開発計画とは性格を異にしていたが、その実現には地元関係住民はかなり期待をかけ、注視していたが、終戦のため実現をみるに至らなかった。

このように、地域開発の鍵を握るといわれている開港問題は、時代の変遷に伴い、その意義や目的に微妙な変化がみられるが、戦後においては、まず昭和29年に浦野館(現在の東北町の一部)、大三沢(現在の三沢市)甲地(現在の東北町の一部)、六ヶ所村の関係4町村によって、『小川原沼漁港改修期成同盟会』が結成され、ついで、昭和31年1月には、これを『小川原沼開港期成同盟会』に改組して本格的に開港のための運動が展開するに至り、開発の実質的な口火となった。その後、池田内閣の所得倍增政策が提唱され、高度成長の兆しが見え始めた中で、昭和43年12月に通産省から工業開発の構想案が発表され、ついで昭和44年5月、新全国総合開発計画が閣議決定されるに至り、その中でむつ小川原総合開発の中核港湾として位置付けられたむつ小川原港は本格的開港へとスタートすることとなった。

**上北地域県局地域整備部**  
**むつ小川原港 管理 所**  
 〒039-3215 上北郡六ヶ所村大字倉内字世崎521-2  
 TEL (0175) 74-2344(代) FAX (0175) 74-2288

●むつ小川原開発のあゆみ

昭和44年	5月30日	▶新全国総合開発計画閣議決定(S52.11.4第三次全国総合開発決定)
昭和45年	4月1日	▶県庁に陸奥湾小川原湖開発室(11月むつ小川原開発室に改称)を設置
昭和45年	4月20日	▶陸奥湾小川原湖大規模工業開発促進協議会発足(関係16市町村)
昭和46年	3月22日	▶むつ小川原開発会議(8省庁・現在14省庁)設置
昭和46年	3月25日	▶むつ小川原開発株式会社設立
昭和46年	3月31日	▶財団法人青森県むつ小川原開発公社設立
昭和46年	10月27日	▶株式会社むつ小川原総合開発センター設立
昭和47年	6月8日	▶青森県むつ小川原開発第1次基本計画及び住民対策大綱を決定
昭和47年	9月14日	▶むつ小川原湖について閣議口頭了解
昭和47年	12月25日	▶用地買収交渉開始(むつ小川原開発公社)
昭和50年	12月20日	▶むつ小川原開発第2次基本計画決定
昭和51年	5月31日	▶新市街地A住区分譲交付開始
昭和52年	2月26日	▶むつ小川原開発第2次基本計画に係る環境影響評価報告書(案)の公表概覧
昭和52年	3月30日	▶むつ小川原港の地方港湾認可
昭和52年	4月1日	▶青森県むつ小川原工事調査事務所設置
昭和52年	8月22日	▶むつ小川原開発第2次基本計画に係る環境影響評価報告書の公表
昭和52年	8月30日	▶むつ小川原湖について閣議口頭了解
昭和52年	9月13日	▶むつ小川原港重要港湾政令指定
昭和52年	11月25日	▶むつ小川原港港湾審議会計画部会(新規)
昭和52年	12月2日	▶むつ小川原港港湾計画運輸大臣承認
昭和53年	3月23日	▶高瀬川水系工事実施基本計画決定
昭和53年	4月5日	▶運輸省第二港湾建設局八戸港工事事務所むつ小川原工場設置
昭和53年	4月28日	▶三沢市及び六ヶ所村について都市計画法政令指定
昭和53年	10月16日	▶新納原地区試験掘工事着工
昭和54年	4月1日	▶青森県むつ小川原港建設事務所に改称
昭和54年	10月1日	▶むつ小川原石油国家備蓄基地地決定
昭和55年	6月10日	▶むつ小川原石油備蓄(株)六ヶ所事業所開所
昭和58年	8月31日	▶むつ小川原石油国家備蓄基地A工区12基及び1点けい留ブイバース1基完成
昭和58年	9月1日	▶原油タンカー第一船入港、備蓄オイルイン開始
		▶新納原地区岸壁-5.5m(2,000D/W)2バース供用開始
昭和60年	4月1日	▶むつ小川原港管理事務所に改称
昭和60年	4月26日	▶核燃料リサイクル施設の立地にかかる「むつ小川原開発第2次基本計画」修正について閣議口頭了解
昭和60年	12月12日	▶国家備蓄貯蔵量435万tオイルイン完了
昭和61年	3月27日	▶むつ小川原港港湾審議会計画部会開催(一部変更)
昭和61年	6月2日	▶日本原燃サービス(株)、日本原燃産業立地調査開始
昭和61年	6月3日	▶むつ小川原港港湾一部変更の県知事告示
昭和61年	9月	▶新納原地区岸壁-5.5m(2,000D/W)1バース供用
昭和61年	11月19日	▶尾駸地区漁船船溜り竣工式
昭和63年	10月14日	▶ウラン濃縮工場着工
平成2年	11月14日	▶鷹架地区暫定-7.5m(5,000D/W)岸壁2バース供用
平成2年	11月30日	▶低レベル放射線廃棄物施設センター着工
平成4年	3月27日	▶ウラン濃縮工場操業開始
平成4年	5月6日	▶返還廃棄物管理施設着工
平成4年	10月	▶国道338号を結ぶ幹線臨港道路が完成
平成4年	12月8日	▶低レベル放射線廃棄物施設センター操業開始
平成5年	3月	▶尾駸地区南物揚場完成
平成5年	4月	▶再処理施設着工
平成7年	1月	▶新納原地区岸壁-5.5m(2,000D/W)2バース供用(4号・5号)
平成8年	5月	▶新納原地区岸壁-5.5m(2,000D/W)2バース供用(6号・7号)
平成12年	8月	▶新むつ小川原株式会社設立
平成13年	1月	▶建設省、運輸省が国土交通省に再編により国土交通省、東北地方整備局八戸港湾空港事務所に改称
平成14年	4月	▶青森県の組織統合により、十和田県土整備事務所むつ小川原港管理所に改称
平成14年	4月	▶鷹架地区暫定-5.5m(2,000D/W)岸壁1バース供用
平成17年	8月	▶尾駸地区離岸堤完成
平成19年	4月	▶青森県の組織改正により、上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所に改称

1 外郭施設

地区	名称	延長(m)	構造		管理者	地区	名称	延長(m)	構造		管理者	
			型式	主要用材					型式	主要用材		
外港	防波堤(東)	2,064.25	混成堤	ケーソン	青森県	新納屋	護岸(防波)	370.27	傾斜式	捨石	青森県	
	防波堤(南)	552.08	混成堤	ケーソン	青森県		護岸(防波)	20.01	傾斜式	捨石	国土交通省	
	防波堤(内-I)	620.00	傾斜式	ブロック	青森県	鷹架	防波堤(東)	497.30	築堤方式	盛土・ブロック	青森県	
	防波堤(内-II)	200.00	直立式	鋼矢板	青森県		尾駸	防波堤(南)	280.00	傾斜式	ブロック	青森県
	防砂堤	590.02	傾斜式	捨石	青森県			護岸(防波-I)	65.00	混成堤	ケーソン	青森県
	中防波堤	200.00	直立式	鋼矢板	国土交通省		護岸(防波-II)	423.00	傾斜式	捨ブロック	青森県	
	北防波堤	215.00	傾斜式	捨ブロック	国土交通省		防砂堤	475.00	傾斜式	ブロック	青森県	
							防砂堤(1)	380.00	混成堤	ケーソン	青森県	
							防砂堤(2)	250.00	傾斜式	ブロック	青森県	
							離岸堤	1,000.00	傾斜式	ブロック	青森県	

2 係留施設

地区	名称	対象船舶トン数(D/W)	水(m)深	延(m)長	構造	主なる用途	管理者
外港	一点けい留ブイバース	300,000	-27.5	1基		油	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構
新納屋(1号~7号)	岸壁(-5.5m)	2,000	-5.5	630.0	重力式	材	青森県
	鷹架(A・B)	岸壁(-10.0m)	(5,000/15,000)	(-7.5)	260.0	矢板式	コンテナ・建設資材・石材
鷹架(C)	岸壁(-14.0m)	(2,000/50,000)	(-5.5)	100.0	ケーソン式	材	青森県
鷹架(1号)	岸壁(-5.5m)	500	-5.5	65.0	重力式	作業船等のけい留	青森県
鷹架(2号)	岸壁(-4.5m)	500	-4.5	95.0	重力式	作業船等のけい留	青森県
	物揚場(-4.0m)	500	-4.0	150.0	重力式	作業船等のけい留	青森県
尾駸	物揚場(-4.0m)	50	-4.0	260.0	重力式	水産物の水揚	青森県
	船揚場			230.0	傾斜式	漁船	青森県
	物揚場(-4.0m)	50	-4.0	200.0	重力式	水産物の水揚	青森県

3 水域施設

地区	名称	水(m)深	面積(m <sup>2</sup> )	管理者
新納屋	泊地(-5.5m)	-5.5	102,610	青森県
	航路泊地	-5.5	(980m)	国土交通省
	泊地	-5.5	40,640	国土交通省
	鷹架泊地(-5.5m)	-5.5	11,000	青森県
	泊地(-4.5m)	-4.5	11,400	青森県
	泊地(-4.0m)	-4.0	3,100	青森県
	航路泊地(-10.0m)	(-7.5)	(1,720m <sup>2</sup> )/535,500	青森県
外港	南航路(-14.0m)	(-7.5)		青森県
尾駸	泊地(-4.0m)	-4.0	70,200	青森県

港湾施設使用料

区分	内容	料金
岸壁・棧橋及び物揚場使用料	総トン数1トンにつき 1. 係留時間12時間まで 2. 係留時間12時間を超える場合 係留時間12時間までごとに 外航船舶 その他の船舶 外航船舶 その他の船舶	4円50銭 4円95銭 3円 3円30銭
野積場使用料	1日1平方メートルにつき 1. 舗装野積場 2. 未舗装野積場	4円60銭 2円84銭
船舶給水料	接岸給水1立方メートルにつき 備考：執務時間外の給水の場合は、上記料金の3割増(深夜の給水の場合は5割増)とする。 外航船舶 その他の船舶	410円 451円
港湾施設用地使用料	次の区分に応じ、それぞれ次に定める額(使用の期間が1月に満たない場合は、その額に100分の105を乗じて得た額) イ. 工作物を設置する場合(ハ、二の場合を除く) 年額 ロ. 工作物を設置しない場合 1平方メートルにつき 1日 ハ. 電気通信事業法施行令別表第1の2に掲げる設備(同表の2に掲げるその他の設備を除く)を設置する場合(二の場合を除く) 年額 ニ. 水道管・ガス管等を設置する場合 1メートルにつき 年額 ただし、臨港道路の敷地については、1メートルにつき年額を、次に掲げる外径の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。 イ. 0.07m未満 ロ. 0.07m以上0.10m未満 ハ. 0.10m以上0.15m未満 ニ. 0.15m以上0.20m未満 ホ. 0.20m以上0.30m未満 ヘ. 0.30m以上0.40m未満 ト. 0.40m以上0.70m未満 チ. 0.70m以上1.00m未満 リ. 1.00m以上	近傍類似地の時価の100分の4に相当する額 2円60銭 99円 17円 24円 36円 47円 71円 95円 170円 240円 470円
入港料	入港1回につき総トン数1トンにつき ただし、港湾法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶及び総トン数700トン未満の船舶ならびに避難船を除く。 外航船舶 その他の船舶	2円 1円10銭

Port of Mutsuogawara

(令和3年4月1日現在)